

(外務省)

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の改正に関するお問い合わせ(回答)

関連する 改正法案の条文	お問い合わせ内容	回答
1 1条	「知る権利」とは何か。	<p>「知る権利」については、その性格として、憲法21条の保障する「表現を受け取る自由」という自由権的性格と、政府に対して情報の提供を求める請求権的性格を併有すると解されており、また、「知る権利」を支える価値としては、個人としての思想・人格を発展させるという個人権的な側面と、民主的な政治過程に参加するという参政権的な側面を併有すると解されている。</p> <p>情報公開法における開示請求権は、このように複合的な性格・側面を有する「知る権利」の請求権的性格を具体化したものである。</p>
2 1条	現行法に記載のない「知る権利」について、改正法で言及した理由如何。	<p>近年、「知る権利」について明示する情報公開条例の増加、「知る権利」の具体化としての開示請求権について言及する裁判例等にかんがみれば、本法制定当時と比較して、「知る権利」の概念は、より成熟したものとなってきたといえる。</p> <p>こうした状況を踏まえ、今般の改正において、国民の知る権利の保障について目的規定に明示することにより、情報公開法における開示請求権が「知る権利」の具体化であることの明確化を図ろうとするものである。</p>
3 5条1号ハ	「当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれ」がある場合には、当該公務員の氏名を公にすることにより、情報公開法第5条第2号から第6号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合を含んでいるか(従来の「申告せ」の内容との関係に関する照会)。 2へ6号に該当すれば。	「当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、当該公務員等の氏名を公にすることにより、当該公務員等の将来の職務に支障を及ぼすおそれがある場合であり、同時に、2号から6号の不開示情報に該当する場合はあり得る。
4 5条3号	「相当な理由」を「十分な理由」に改める理由如何。	<p>現行の国の安全や公共の安全等に関する不開示情報の規定については、その性質上、高度の政策的又は専門的・技術的判断を要するなど特殊性が認められることから、「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」として、行政機関の長の第一次的判断を尊重する規定となっている。しかしながら、現行規定の運用において、本来、他の不開示情報を適用すべきものであっても、行政機関において本規定の適用を主張するケースが見られる。</p> <p>このため、今般の改正においては、国の安全や公共の安全等に関する情報についての開示・不開示の判断には、行政機関による高度の政策的又は専門的・技術的判断を要することを考慮して、「おそれ」について行政機関の長の第一次的判断を尊重する規定を維持する一方で、3号及び4号が、行政機関の長の裁量判断を尊重するのにふさわしいものに限定して適用されるようになるとともに、司法審査において、行政機関がその判断について十分な立証を行うことを確保できるよう、現行の「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」を、「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき十分な理由がある情報」に改め(5条3号・4号)、その要件を厳格化し「国民の知る権利」の保障にふさわしい内容に充実させることとしている。</p>
5 5条3号	「相当な理由」と「十分な理由」の解釈面・運用面での具体的な相違如何。	不開示情報への該当性の判断に当たっては、判断時点の社会情勢や関係者との信頼関係など多様な要素を踏まえることとなるが、「十分な理由」は「相当の理由」よりも更に厳格な理由が必要とする趣旨である。

6	6条	有意性のない情報の不開示を認める規定を削除した理由如何。同規定を削除すると、行政庁にとっては部分開示実施手続きが煩雑化して行政コストが増大し、請求者にとっては有意でない情報の開示のために開示実施手数料を支払うこととなり、双方にとって不利益。有意性の判断において行政庁の恣意性があるとすれば、異議申立てや訴訟等の救済制度を通じて是正されていくことが可能ではないか。	現行規定においては、部分開示を「容易に区分して除くことができる」ときに限り、行政機関に部分開示を義務付けており、不開示情報が記録されている部分を除いた部分に「有意の情報」が記録されていないと認められるときは、部分開示の義務が生じないとしている。しかし、主権者である国民にとって「有意の情報」か否かに関し、行政機関が恣意的に判断することを可能とするものであり、行政文書は最大限開示されるべきものであることを明確にするため「有意の情報」か否かの判断によらず部分開示を義務付けるものである。現行の6条ただし書が適用されるケースは極めて例外的なケースであると承知しているが、改正後の運用に際しては、例えば、開示決定通知書等において、必要な場合は、不開示情報が記録されている部分を除いた部分についての情報を提供することも考えられる。
7	10条	開示決定期限を短縮する理由如何。	現行法は、行政機関の長が開示決定等を行うべき原則的期限を、開示請求があつた日から30日以内としているが、より迅速に開示決定等がされるようにするため、地方公共団体における期限の状況等を踏まえ、これを「行政機関の休日を除き14日以内」に短縮するものである。行政機関の休日を除くこととしたのは、上記期限内に年末年始等の休日が含まれる場合には、事務処理期間が著しく短くなる場合があることから、期限は短縮しつつも、所要の事務処理期間を確保することとしたものである。
8	10条	現状でも、30日の期限に拘わらず可能な限り早期の開示決定に努めているところであるから、決定期間を短縮しても、追加的な人的資源の投入がない限り実質的な開示決定期限の短縮にはつながらないのではないか。	引き続き、可能な限り早期の開示決定等に努めていただきたいと考える。
9	10条	開示決定期限の短縮は期限延長案件の増加をもたらすため、延長通知の発送等の人的・財政的な行政コストを増大させるのではないか。	引き続き、行政の効率化を図りつつ、可能な限り早期の開示決定等に努めていただきたいと考える。
10	10条	短縮後の開示決定期限が14日である具体的理由如何。行政機関の情報公開が進んでいるといわれる欧米先進国と比較しても短いのではないか(米国・英国は20営業日、豪州は30日)。	より迅速に開示決定等がされるようするため、地方公共団体における期限の状況等を踏まえ、これを「行政機関の休日を除き14日以内」に短縮するものである。なお、韓国は10日以内であると承知している。
11	10条1項、11条1項	延長要件は、現行法と同様であるか。	(10条1項)現行法と同様である。 (11条1項)11条の特例の要件については、「行政透明化検討チームとりまとめ」において指摘がなされているところであり、当該規定の運用方針については、「行政透明化検討チームとりまとめ」や各省庁のご意見を踏まえ、今後検討してまいりたい。
12	10条3項、4項	みなし規定を設ける理由如何。	これにより、開示請求者は、期限(期間)を超過しても開示決定等がされない状況を回避し、期限(期間)を超過した段階で不開示決定があつたものとみなして、これについて不服申立て又は訴訟の提起を行うことが可能となる。 なお、みなし規定による不開示決定について取消訴訟が提起された後、行政機関の長が当該行政文書の全部又は一部を開示した場合には、当該開示した部分については、原告の訴えの利益が消滅することになると考えられる。

↓ ①(72) おもてなし
おもてなし

13	11条3項、4項	開示決定期限内であっても、「一年以内の政令で定める期間」を超えた場合にはみなし規定を適用することができるとする理由如何。	開示決定等期限の特例を適用した場合における残りの行政文書の開示決定等については、引き続き「相当の期間内にすれば足りる」とこととしているが、この「相当の期間」が必要以上に長期間とならないようするため、この場合にみなし不開示が可能となる一定の期間を設定しているものである。 一方で、当該期間を経過したからといって全て直ちに不服申立てや訴訟に移行するわけではなく、その時点での事務処理状況等を踏まえ、開示請求者が行政機関の開示決定等を待つこととした場合には、行政機関は引き続き開示決定等に向けた作業を行うこととなる。
14	16条	請求手数料を無料化する理由如何。	開示請求権制度が「国民の知る権利」を具体化するものであり、国民による行政の監視及び国民の行政への参加並びに公正で透明性の高い民主的な行政の推進に資するものであることから、「行政透明化検討チームとりまとめ」を踏まえ、開示請求に係る国民の経済的負担を軽減し、開示請求権の行使をより容易にするため、開示請求手数料を原則として廃止するものである。
15	16条	請求手数料の無料化は、受益者負担の原則に反するのではないか。受益者負担の原則を放棄したのか。	上記の回答のとおり、開示請求手数料を原則として廃止する一方で、開示請求により自らの事業等にとって利益を得ることとなることが明らかであるいわゆる商業的請求に該当する場合には、受益者負担の観点から、引き続き開示請求手数料を徴収することとしている。
16	16条	商業目的の場合には請求手数料を徴収することとする理由如何。	上記の回答のとおり、開示請求手数料を原則として廃止する一方で、開示請求により自らの事業等にとって利益を得ることとなることが明らかであるいわゆる商業的請求に該当する場合には、受益者負担の観点から、引き続き開示請求手数料を徴収することとしている。
17	16条	商業目的の場合の請求であるかどうかを判断する方法如何。	商業的請求に該当する場合としては、 ① 会社法上の会社及び外国会社その他これらに類するものとして政令で定める法人又はその代理人 ② ①の会社等の事業として又は事業のために開示請求をする従業員 が開示請求をする場合を想定している。 ①及び②の該当性の判別については、制度の安定的運用のためにも簡便な方式が望ましいことから、①及び②の者が行う開示請求は、これら以外の場合(開示請求手数料を徴収しない場合)とは異なる様式の開示請求書(開示請求手数料に係る収入印紙を貼付する欄があるものなど)によることとすることによって、①及び②に該当することを行政機関が確認できるようにすることを想定している。その施行に当たっては、適正な開示請求がなされるよう、改正点について十分な周知を行ってまいりたい。
18	16条	商業目的の請求であるかどうかの判断にあたっては、本規定を制定した趣旨を満たせるだけの適切な実施を担保できるのか。	商業的請求に該当する場合としては、 ① 会社法上の会社及び外国会社その他これらに類するものとして政令で定める法人又はその代理人 ② ①の会社等の事業として又は事業のために開示請求をする従業員 が開示請求をする場合を想定している。 ①及び②の該当性の判別については、制度の安定的運用のためにも簡便な方式が望ましいことから、①及び②の者が行う開示請求は、これら以外の場合(開示請求手数料を徴収しない場合)とは異なる様式の開示請求書(開示請求手数料に係る収入印紙を貼付する欄があるものなど)によることとすることによって、①及び②に該当することを行政機関が確認できるようにすることを想定している。その施行に当たっては、適正な開示請求がなされるよう、改正点について十分な周知を行ってまいりたい。

19	16条	請求手数料の無料化は、情報公開法の趣旨を逸脱した請求や安易な大量請求を招き、無用な行政コスト増やその他の請求者に対する行政サービスの低下をもたらすのではないか。	濫用的な開示請求への対処については、これまでと同様に、開示請求の態様や開示請求に応じた場合の行政機関の業務への支障、国民一般の被る不利益等を勘案して、権利濫用に関する一般法理の適用による不開示決定の可否について個別に判断することとし、その具体的な運用に係るガイドラインを作成して、各行政機関において円滑な対応が図られるよう万全を期してまいりたい。 また、今般、大量請求として開示決定等期限の特例を適用する場合に見込額を予納させる手続を新設することとしており、これにより、開示請求を受けた行政機関が各種事務コストを投入して開示決定をしたにもかかわらず、開示請求者が開示の実施を申し出ない（開示の実施を受ける意思がない）といった濫用的とも言える開示請求を抑止することができるところである。
20	16条8項	開示の申出をしない請求者から手数料の納付を受ける制度は適切な実施を担保できるのか。	16条8項の規定については削除する方向で調整中である。
21	21条	行政機関の長が、情報公開・個人情報保護審査会の答申に沿った採決・決定を行う場合であっても、常に内閣総理大臣の同意を取り付けることを義務付ける理由如何。	7条に規定する公益上の理由による裁量的開示については、5条各号への該当性にかかるところであるが、平成21年度までに7条の規定が適用された事例は22件にとどまっている。こうした中、「国民の知る権利」の観点からも、特に公益上の理由が認められる場合の開示の要請に十分に応える必要性が高まっている。 そこで、審査会制度を一層活用しつつ、審査会答申と行政機関の長の判断の整合性を図るとともに、7条に規定する公益上の理由による裁量的開示をより充実させるため、行政機関の長が不服申立てについて全部不開示又は一部不開示の判断をする場合には、内閣総理大臣の協議・同意を要することとするものである。
22	21条	本規定の導入により、行政機関の長の最終判断権が制限されるのか。	最終的な裁決・決定は引き続き行政機関の長により実施されることになるため、行政機関の長の最終判断権が制限されるものではない。
23	21条	本規定の導入により、審査会の意義・役割が消滅又は減退するのではないか。	行政機関の長がしようとする裁決・決定が「情報公開・個人情報保護審査会の答申の内容に照らして同意をすることが適切でないと認めるとき」は内閣総理大臣は当該裁決・決定に同意せず、措置要求ができることとしているが（2項）、これによりむしろ審査会答申と行政機関の長の判断の整合性が図られることから、本制度は審査会制度を一層活用する趣旨を含んでおり、審査会の意義・役割が消滅又は減退することはないと考えられる。
24	21条	審査会及び行政機関の長が不開示妥当としつつ、内閣総理大臣がそれに同意しない場合として、どのような事案が想定されるか。	例えば、当該裁決・決定に係る行政文書が7条に掲げる要件に該当すると認められる場合に、内閣総理大臣が7条の規定の趣旨に照らして不同意とすることが想定される。
25	23条	「必要があると認めるとき」とはどのような場合か。	裁判所が訴訟関係を明確にするために必要があると認めるときであるが、具体的には、情報公開訴訟においては、不開示部分が大量にある場合など、事案が複雑であったり争点が多岐にわたるために争点整理が困難な場合が想定される。

「行政手数料の免除」はそれに該当するか？あるとされる場合と
 ない場合は、なぜか？（答申の範囲、該当性、内閣総理大臣の意見）
 実際の手数料が不開示の手数料と同一か、異なるか。
 ありとあらゆる
 裁判所と
 連絡を取る

26	24条	インカメラ審査の導入と憲法82条との関係如何(民訴におけるインカメラ審査は証拠に採用するか否かの判断にあたって用いられるものであって、証拠として採用される文書等について用いられるものではないので、同82条との関係は問題にならないと理解している)。	現行の民事訴訟法にも、口頭弁論の期日外で行われる訴訟上の手続については公開の要請が及ぼす、原則として非公開で行われる弁論準備手続の期日(同法169条)における文書の証拠調べ(同法170条第2項)、裁判所外における証拠調べ(同法185条)、調査嘱託(同法186条)、受命裁判官又は受託裁判官による裁判所外での証人尋問(同法195条)、尋問に代わる書面の提出(同法205条)、大規模訴訟における受命裁判官による証人尋問等(同法268条)など、証拠調べが非公開で行われる場合が規定されている。現行の民事訴訟法において、上述のような非公開の期日において証拠調べが行われる場合があるが、これらと公開主義との関係については、証拠調べの結果がその後公開の法廷で行われる口頭弁論期日に上程されることによって、公開主義の要請が満たされると理解されている。情報公開訴訟においても、証拠調べの結果は口頭弁論期日に上程され、この手続が公開の法定で行われることにより、公開主義の要請が満たされることから、憲法82条に反するものではないと考えている。
27	24条	「その他の事情」にはどのような事情が含まれるか。「インカメラ文書の提示により生じる行政上の支障等の不利益」は含まれるか。	「その他の事情」に該当する事情としては、開示が求められている行政文書の性質、当事者の主張、他の証拠関係による判断の可否などが想定される。裁判所の判断により、インカメラ文書の提示により生じる行政上の支障等の不利益が含まれることもありうる。
28	24条	「特に必要があると認めるとき」とはどのような場合か。「必要があると認めるとき」との相違如何。	質問前段 ウォーン・インデックスその他の主張を経ても、いまだ立証が不十分な場合などを想定している。 質問後段 弁論期日外証拠調べは、証拠調べに当たって当事者を立ち会わせない手続であることや、本来提出を拒絶できる文書についての提出義務を被告に負わせる点で例外的な手続であることから、単に「必要があると認めるとき」よりも厳格な要件の下でのみ実施することとしている。
29	24条	裁判所が必要性を判断するにあたり、行政機関は意見を述べる機会が保障されているか。	弁論期日外証拠調べに限らず、一般に、証拠決定に当たって裁判所が意見を求めるなければならない旨の明文の規定が設けられているわけではない。しかし、意見を提出する場合の方式が規定されている場合があり(民訴規則第129条第3項、第140条第2項)、これは、証拠の採否一般について当事者が意見を述べることができる前提にしたものと解され、現に、例えば文書提出命令については相手方の意見を求める運用がされているものと承知している。弁論期日外証拠調べについても同様であり、裁判所が意見を聽かなければならぬ旨の規定は設けていないが、当事者はその採否について当然に意見を述べができると考えている。
30	24条	裁判官に課される守秘義務如何。罰則はあるか。	裁判官には、官吏服務紀律4条1項により守秘義務が課されており、同義務に違反して秘密を漏えいした場合、職務上の義務違反として弾劾事由(裁判官弾劾法2条1項)、懲戒事由(裁判所法49条)に該当する可能性がある。刑事罰規定は存在しないものの、これらの規定により、弁論期日外証拠調べに関し、裁判所で行政文書を閲覧した裁判官が後日機密を漏えいしないことは制度的に担保されている。
31	24条	裁判官には、退職した後も守秘義務が課されるか。	官吏服務紀律4条1項は、「職務ヲ退ク後ニ於テモ亦同様トス」と規定しており、裁判官は退職の後にも守秘義務を負っている。
32	24条	インカメラ文書に特別管理秘密が含まれている場合、裁判官はクリアランスを受ける義務があるか。	裁判官について秘密を取り扱う適格性を審査し、適格性を有しない裁判官を審理から排除することは、その具体的な内容にもよるが、裁判官の職権行使の独立性を害するおそれがあり、困難であると考えている。

33	24条	インカメラ文書の内容を知るおそれのある裁判所職員(書記官等)にはどのような守秘義務が課されているか。	裁判所書記官等には、一般職の国家公務員と同じく守秘義務が課され、罰則も設けられている(裁判所職員臨時措置法1号、国家公務員法100条1項、109条12号)。
34	24条	インカメラ審査の導入に伴い、裁判官(及び要すればインカメラ文書を取り扱うその他の裁判所職員)の守秘義務を強化すべきではないか。	裁判官については、高度の職業倫理に基づく行動が期待できる上、官吏服務紀律4条1項により守秘義務が課されており、同義務に違反して秘密を漏えいした場合、職務上の義務違反として弾劾事由(裁判官弾劾法2条1項)、懲戒事由(裁判所法49条)に該当する可能性がある。刑事罰規定は存在しないものの、これらの規定により、弁論期日外証拠調べに関し、裁判所で行政文書を閲覧した裁判官が後日機密を漏えいしないことは制度的に担保されている。
35	全般	人的資源を強化せずに開示決定を迅速化させることには限界がある。今後、情報公開専門担当官の配置のための定員増等を検討していく予定はあるか。	基本的には、法案成立後、所要の時期に各行政機関と関係各局との間で協議されるべきものと考える。